

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

平成 27 年 8 月 2 日
京都地方税機構条例第 1 号

(特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の聴取)

第 1 条 広域連合長は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 5 項の規定により、評価書を特定個人情報保護委員会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合における京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 21 年京都地方税機構条例第 6 号。以下「審査会条例」という。）の規定の適用については、審査会条例第 2 条第 1 項 中「事項」とあるのは「事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成 27 年京都地方税機構条例第 1 号。以下「法施行条例」という。）第 1 条第 1 項に規定する事項」と、審査会条例第 6 条第 1 項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、「事項」とあるのは「事項及び法施行条例第 1 条第 1 項の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項」と、審査会条例第 9 条中「個人情報保護法施行条例の規定に基づく実施機関（個人情報保護法施行条例第 1 条第 2 項に規定する実施機関をいう。以下この条及び第 12 条第 1 項において同じ。）からの諮問又は報告に係る」とあるのは「法施行条例第 1 条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 1 条第 1 項の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項の」と、「実施機関の」とあるのは「京都地方税機構の」と、審査会条例第 33 条中「委員が、第 6 条第 1 項」とあるのは「委員及び専門委員が、法施行条例第 1 条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 6 条第 1 項」とし、審査会条例第 2 条第 2 項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の場合において、専門の事項を審査会に調査させるため必要があるときは、審査会条例第 3 条の規定にかかわらず、審査会に専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、広域連合長が任命する。

(規則への委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和5年条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。